

「新メディフィットA」等の改定 ～女性の医療保障のレベルアップ等～

メディケア生命保険株式会社(本社：東京都江東区、取締役社長：西野貴智、以下「当社」)は、2026年11月2日より、医療終身保険(無解約返戻金型)(20)「新メディフィットA」等に付加できる「女性医療特約(26)」 「限定告知型女性医療特約」 「特定女性疾病通院治療特約(26)」等を発売いたします。

「女性医療特約(26)」は女性疾病による入院や、女性特定手術、乳房再建術、乳輪・乳頭再建術を手厚く保障いたします。

また、持病や病歴のあるお客さまにもご加入いただけるように、「**限定告知型の女性医療保障**」の提供(限定告知型女性医療特約)や、お客さまの多様なニーズによりきめ細かく対応するため、「**シンプルな女性通院保障**」の提供(特定女性疾病通院治療特約(26))を行います。

当社は住友生命グループの一員として、時代を先取りした商品の開発でお客さまの未来と安心にもっとフィットすることで「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまから最も身近に感じていただける会社となるよう努めてまいります。

<新メディフィットA等の改定のポイント>

1. 女性の医療保障のレベルアップ

女性医療特約(26)、 限定告知型女性医療特約

- ◆ 契約年齢範囲を**0歳**～85歳に拡大※1
- ◆ 入院型、入院・手術型に加え、所定の手術のみを保障する**手術型**を新設※2
- ◆ 入院保障に**心疾患、脳血管疾患**を追加
- ◆ 手術保障に**甲状腺摘出術、乳輪・乳頭再建術**を追加
- ◆ 限定告知型の終身医療保険(新メディフィットRe)に付加できる特約(限定告知型女性医療特約)を新設しました！

特定女性疾病通院治療特約 (26)

- ◆ 契約年齢範囲を**0歳**～85歳に拡大
- ◆ 商品内容を**シンプル化**し、保険料水準を見直して、**よりお求めになりやすい保険料**を実現しました！

※1 限定告知型女性医療特約の契約年齢範囲は、新メディフィットReの主契約と同じく18歳～85歳です。

※2 限定告知型女性医療特約は、入院・手術型、入院型を取り扱います。

2. その他

先進医療・患者申出療養特約 (26)等

- ◆ 一時給付金の支払額を「15万円(定額方式)」から「**技術料相当額(自己負担額)の10%相当額**」に変更

継続入院・在宅医療 収入サポート特約(26)

- ◆ お支払範囲をシンプルにすることで 保険料を引下げ！

この件に関するお問い合わせ先

【お客さま】 コールセンター 0120-315-056

【報道関係者さま】 経営管理部 03-5621-3367



メディケア生命
住友生命グループ



1. 女性の医療保障のレベルアップ°

a. 女性医療特約(26)、限定告知型女性医療特約

【商品概要】

特約の型※1	給付金名	お支払理由の概要	お支払金額
入院・手術型 入院型 手術型	女性疾病入院給付金 New	女性疾病により入院されたとき (心疾患・脳血管疾患 を追加)	女性疾病入院給付日額 ×入院日数
	女性特定手術給付金 New	●診断確定されたがんにより乳房手術(乳房切除術または非切除治療)を受けられたとき ●傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき ●傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき	基本給付金額 × 30倍
	乳房再建術給付金 New	●傷害または疾病により 甲状腺摘出術 を受けられたとき	基本給付金額 × 10倍
	乳房再建術給付金	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、 乳房再建術(乳輪・乳頭再建術を除く) を受けられたとき	基本給付金額 × 100倍 (1乳房につき1回限度)
	乳輪・乳頭再建術給付金 New	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、 乳輪・乳頭再建術 を受けられたとき	基本給付金額 × 30倍 (1乳房につき1回限度)

* 入院・手術型を選択された場合の基本給付金額は女性疾病入院給付日額と同額です。

※1 限定告知型女性医療特約の特約の型は、入院・手術型、入院型を取り扱います。

【月払保険料例】 <設例> 保険期間・保険料払込期間:終身、60日型、保険料払込免除の特約付加なし
女性疾病入院給付日額5,000円、基本給付金額5,000円の場合

	女性医療特約(26) ※2			限定告知型女性医療特約	
	入院・手術型	入院型	手術型	入院・手術型	入院型
10歳	380円	220円	160円	—	—
30歳	655円	355円	300円	1,665円	1,060円
50歳	660円	430円	230円	1,700円	1,250円

※2 現行特約（女性医療特約(20)）よりも保障をレベルアップした上で、広範囲で保険料を引き下げます。

b. 特定女性疾病通院治療特約(26)

【商品概要】

給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度
特定女性疾病通院治療給付金	特定女性疾病 により、 外来治療のための通院 をされたとき	特定女性疾病通院治療給付日額 × 通院日数	通算 180日 (がんも含めて180日限度)

【月払保険料例】 <設例> 保険期間・保険料払込期間:終身、保険料払込免除の特約付加なし
特定女性疾病通院治療給付日額5,000円の場合

	特定女性疾病通院治療特約		特定女性疾病通院治療特約(26)	
				改定前との差
10歳	—	→	350円	—
30歳	545円	→	500円	△45円
50歳	485円	→	440円	△45円

2. その他

a. 先進医療・患者申出療養特約(26)等

【商品概要】

給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療または患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	通算 2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		先進医療・患者申出療養給付金のお支払金額の10%相当額	

保険種類	付加特約	一時給付金のお支払額	保険料※1
新メディフィットA 新メディフィット リターン 新メディフィットPlus	先進医療・患者申出療養特約(26)	技術料相当額(自己負担額)の10%相当額	140円
メディフィットがん保険	がん先進医療・患者申出療養特約(26)	技術料相当額(自己負担額)の10%相当額 * 技術料相当額・一時給付金ともにがんが原因の場合のみお支払いの対象	85円
新メディフィットRe	限定告知型先進医療・患者申出療養特約(26)	技術料相当額(自己負担額)の10%相当額	190円

※1 全て月払い、終身払い、保険料払込免除の特約を付加しない設例の保険料を掲載(性・年齢一律)

b. 継続入院・在宅医療収入サポート特約(26)

【商品概要】

特約の型	給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度
Ⅱ型	I型 継続入院・在宅医療収入サポート給付金	入院・在宅医療状態※2を30日以上継続されたとき	基本給付金額×6	通算10回※3 同一月に1回
	短期継続入院・在宅医療収入サポート給付金	入院・在宅医療状態※2を14日以上継続されたとき	基本給付金額	通算10回 同一月に1回

※2 精神疾患以外の病気またはケガにより、次の①②のいずれかの状態に該当することをいいます。

①入院

②退院後の所定の在宅医療（公的医療保険制度対象の在宅医療にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念されること。）

※3 6か月分を1回とします。

【月払保険料例】＜設例＞ 保険期間・保険料払込期間：65歳まで、保険料払込免除の特約：なし
特約の型：Ⅱ型、基本給付金額10万円の場合

		継続入院・在宅療養収入サポート特約			継続入院・在宅医療収入サポート特約(26)			
	男性	女性		男性	改定前との差	女性	改定前との差	
30歳	1,150円	1,650円	→	800円	△350円	1,020円	△630円	
50歳	2,170円	1,890円	→	1,580円	△590円	1,350円	△540円	

この資料は、商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。
ご検討、お申込みにあたっては、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。